建設連合からのお知らせ

令和3年度の健康保険料が決定しました。

健康保険料　・　介護保険料
変更はありません

健康保険料はこちらの表でご確認ください。

組合員(年齢)	保　険　料 (組合費 3,000 円含)	家族の保険料 (1名につき)	介護保険料 (1名につき)
19歳以下	9，900円	5，400円 0歳児は無料になり、1歳の誕生日月より保険料が徴収されます。	2，700円 40 歳以上 64歳以下の方から徴収となります。
20歳以上24歳まで	12，000円		
25歳以上29歳まで	14，100円		
30歳以上39歳まで	17，000円	＊75歳になったとき＊ 法律により75歳以上すべての方は、現在加入している医療保険から後期高齢者医療制度に移行することとされています。75歳のお誕生日が近くなりましたら、ご案内致します。	
40歳以上49歳まで	19，000円		
50歳以上	21，000円		

※健康保険料は旭川信用金庫・北海道銀行・ゆうちょ銀行から引落しができます。引落し日は毎月１０日（休日の場合は翌営業日）、手続き後翌々月からの開始となります。ご希望の方は旭川支部までご連絡下さい。

集団健診（レディース健診含）中止のお知らせ

昨年度から新型コロナウイルス感染拡大により、組合員の皆様には大変ご迷惑をおかけしております。

新型コロナウイルスに関しましては、旭川では減少傾向となっているところではありますが、全国・道内につきましては拡大傾向にあり予断を許さない状況にあることから感染拡大防止の為、支部主催の集団健康診断は中止となりました。

今年度の健康診断受診方法も昨年同様、以下の通りとなります。

院内健診ご希望の方は医療機関へ直接連絡いただきご予約下さい。

契約病院	吉田病院	旭川市4条西4丁目1−2	0166−25−9574
	はらだ病院	旭川市1条16丁目右7号	0166−25−6000
	一条クリニック　健康管理室	旭川市東光1条1丁目	0166−33−3306

料金は、契約病院での受診は今まで通り無料になり、４０歳以上のオプション検査料金につきましても人間ドック等補助金申請ができます。　契約病院以外で受診した場合は、直接お支払いただき人間ドック等補助金申請後、ご指定の口座に振り込みになります。

ご不明な点等ございましたら旭川支部までご連絡下さい。

旭川支部　電話０１６６－５２－２８４５

＜組合員資格確認について＞

組合員のみなさまの資格につきましては、定期的に確認を行っております。
昨年度資格調査を行っておりますが、状況の変更等ございましたら速やかに支部までご連絡いただきます様お願い致します。

加入できる状況	このような変更があった場合は手続きが必要です
●法人格をもたない一人親方 ●個人事業所の事業主 ●事業主を除く従業員が常時５人未満の個人事業所の従業員 ●一人親方又は個人事業所の事業主の同一世帯者	・事業所が法人になった。※注1 ・一人親方から個人事業主になった ・個人事業主から一人親方になった ・勤め先が変わった ・従業員から一人親方又は個人事業主になった

注１、 法人事業所（株式会社、有限会社、合同会社など）になりますと、社会保険対象事業所になりますので継続して加入はできません。

＜このような時は必ず届け出をしてください＞

家族が増えたとき

・組合員の世帯に転入し、新しい家族として加入するとき（結婚など）
・子どもが生まれたとき
・家族が他の健康保険をやめたとき
・生活保護を廃止されたとき

家族が減ったとき

・他の健康保険に入ったとき
・死亡したとき
・生活保護を受け始めたとき
・家族が組合員の世帯から転出したとき

その他の届け出をするとき

・住所、氏名が変わったとき
・家族が修学のため、組合員の住所とは異なる場所に住民票を移したとき
・上記の家族が、卒業・中退等により組合員の住所に住民票を戻したとき
・組合員の業種や使用される事業所等が変わったとき
・保険証、高齢受給者証をなくした、又は破損したとき

※手続きにはご用意いただくものがございます。ホームページ、建設連合国保ガイドブックをご覧いただくか旭川支部までご連絡ください。

建設連合旭川地方建設組合　／　建設連合国民健康保険組合

旭川支部　〒070-0842　旭川市大町2条10丁目173番地の82　KRビル
TEL0166-52-2845　fax0166-53-7162
滝川事務所　〒073-0032　滝川市明神町1丁目4番7号
TEL0125-23-5845　fax0125-23-5921

ホームページの
QR コードです